

都市計画法第53条の許可基準の緩和

～～近い将来事業が予定されていない区域（路線）において、
木造等の3階建てが建てられるようになりました～～

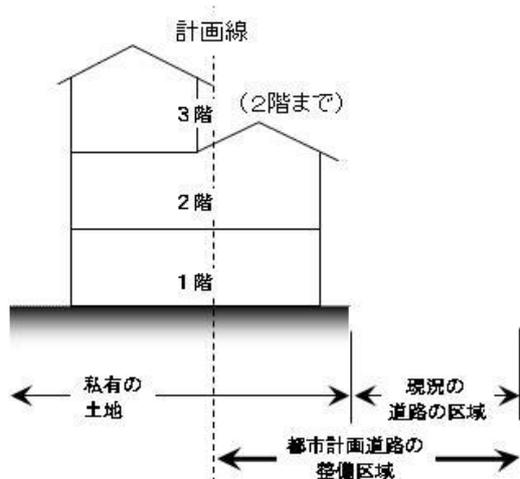
都市計画施設（道路等）の区域内、または市街地開発事業の施行区域内に建築物を建築しようとする場合、都市計画法第53条第1項に基づく許可が必要となります。

これまで、許可対象の建築物は、同法第54条の運用として木造等の2階建てまで（地階なし）としてきましたが、平成23年4月1日から、近い将来事業が予定されていない区域（路線）において、同構造の3階建て（地階なし）についても許可の対象として運用します。

※許可基準の詳細については、取扱基準をご確認いただくか、都市計画課までお問い合わせください

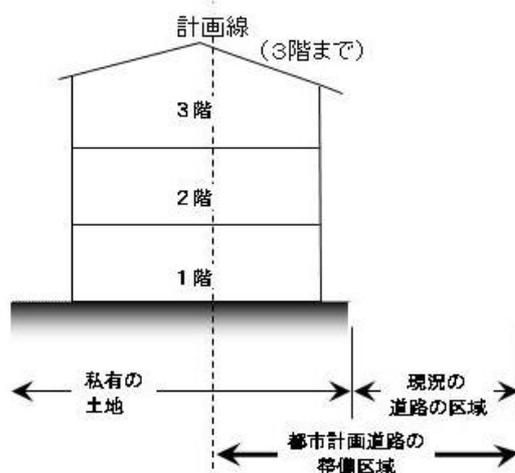
旧基準
平成23年3月31日まで

階数: 2以下
地階: 有しないこと
構造: 木造、鉄骨造、コンクリートブロック造
その他これらに類するもの



新基準
平成23年4月1日から

階数: **3以下(近い将来事業予定がない
場合に限る)**
地階: 有しないこと
構造: 木造、鉄骨造、コンクリートブロック造
その他これらに類するもの



問合せ先

富士宮市役所 都市整備部 都市計画課

TEL 0544-22-1166

E-mail toshi@city.fujinomiya.lg.jp